

長福祉第1494号

平成29年1月26日

保険医療機関 各位  
 保険薬局 各位  
 訪問看護ステーション 各位

長岡市長 磯田 達伸  
 (担当 福祉課医療費助成係)

### 長岡市妊産婦の医療費助成事業の助成方法変更について

日ごろ、本市の医療費助成事業についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、本市では保健及び福祉の向上と市民の経済的負担軽減を図るため、平成29年4月1日診療分から、「長岡市妊産婦の医療費助成事業」の助成方法を下記のとおり変更する予定です。

つきましては、受給者証の提示があった場合には、県単医療（県障・県親・子ども医療）と同様に、一部負担金のみ徴収し、審査機関へレセプト請求していただく取扱いに変更をお願いします。

今回の変更は助成方法の変更のみであり、対象者や一部負担金等に変更はありません。

今回の変更に伴い、関係機関の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、今後とも本市の医療費助成事業について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

### 記

- 1 変更内容 長岡市妊産婦の医療費助成事業の助成方法を償還払いから現物給付（県内医療機関受診のみ）へ変更

	助成方法	助成の流れ
変更前	償還払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等窓口で保険診療の自己負担額を支払う</li> <li>・後日、受給者が領収書を持参して市の窓口申請し、助成を受ける</li> </ul>
変更後	現物給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者は受給者証を医療機関等窓口で提示し、保険診療のうち医療費助成一部負担金のみ支払う</li> <li>・医療機関等は審査機関へレセプト申請し、審査機関より支払いを受ける</li> </ul>

- 2 変更開始日 平成29年4月1日診療分から

- 3 現在の事業概要

助成内容	受給者証の交付を受けた妊産婦が医療機関等を受診した際に、本来支払うべき医療費のうち、健康保険が適用された費用から一部負担金を除いた金額を助成
対象者	長岡市に住民票のある「市民税非課税世帯」若しくは「市民税均等割のみ課税世帯」の妊産婦
助成期間	母子健康手帳の交付を受けた月の翌月の初日から、出産した月の翌月末日まで
一部負担金	通院…1回530円 (1か月のうち、同一医療機関で5回目以降は無料) 薬局…無料 入院…1日1,200円 (非課税世帯で、保険者発行の標準負担額減額認定証交付を受けている者のみ食事代全額助成) 訪問看護…1日250円(指定訪問看護事業者ごとにつき)
助成方法	償還払い ※今回変更箇所

4 現物給付対象

新潟県内医療機関における「通院」「入院」「調剤」「指定訪問看護」が対象となります。

※1 レセプトの取扱いは県単医療（県障・県親・子ども医療）の処理方法に準じます。

※2 「食事療養費」は非課税世帯で、保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている方のみ対象です（全額助成）。

※3 「柔道整復・鍼灸マッサージ」「治療用装具」「県外医療機関受診分」は従来通り償還払いの対応となります。

5 法別番号・実施機関番号

法別番号「92」

実施機関番号「92150028」

6 長岡市妊産婦医療費受給者証

<表>

長岡市 妊産婦医療費受給者証		
公費負担番号	92150028	
受給者番号		
受給者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	出産予定日	平成 年 月 日
有効期間	平成 年 月 日 から	
	出産した日の属する月の翌月まで	
資格喪失予定日	平成 年 月 日	
交付年月日	平成 年 月 日	
発行機関名及び印	新潟県長岡市長  磯田 逸伸 印	

<裏>

妊 婦 注 意 事 項	
1 この証は、医療機関等で受診した際、長岡市がその費用の一部を助成するための証です。大切に保存してください。	
医療費助成の内容（一部負担金の上乗額）	
適用	0.55倍（1.1倍）の医療費助成が適用されます。
適用	1.1倍
入所	10.1.2004
開始日	10.1.2004
※ 標準負担額減額認定証の交付を受けている場合は、入院時の食事療養費の標準負担額も助成対象となります。	
2 医療機関等において診察を受ける場合は、妊産婦者証（又は組合員証）とともにこの証を窓口に表示してください。	
3 県外の医療機関で受診したときは、医療費助成申請書に保険診療の所定の項目が記載された日ごとの自己負担額の収支等を添付して長岡市に申請してください。	
4 この証の記載事項に変更が生じたとき及び加入している医療保険に変更が生じたときは、速やかに長岡市に届けてください。	
5 出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が異なった場合、受給資格喪失日は、受給者証に記載された資格喪失予定日ではなく、実際の出産日の属する月の翌月末日となります。	
6 交通事故等の第三者行為の対象となる場合は、妊産婦の医療費助成の対象外となります。	

7 その他

- ・県単医療（県障・県親・子ども医療）と同様の一部負担金、助成方法です（「柔道整復・鍼灸マッサージ」は償還払いとなります）。レセプトの取扱いも県単医療の処理方法に準じます。
- ・長岡市重度障害者医療費助成（法別番号61）もしくは長岡市ひとり親家庭等医療費助成（法別番号64）の受給資格をお持ちの方はそちらが優先されます。
- ・本件について、一般社団法人新潟県医師会、一般社団法人新潟県歯科医師会、公益社団法人新潟県薬剤師会及び一般社団法人新潟県産婦人科医会に対して連絡済です。

問い合わせ先  
 〒940-8501  
 長岡市大手通1丁目4番地10  
 長岡市福祉保健部福祉課医療費助成係  
 電話 0258-39-2319（直通）  
 （問合せ対応時間：平日8時30分から17時15分）